

## 知事の「資産等報告書」を訂正します

「政治倫理の確立のための埼玉県知事の資産等の公開に関する条例」に基づき、令和6年2月7日に公開した知事の資産等報告書（任期開始の日（令和5年8月31日）現在）について、「埼玉県知事の資産等の公開に関する規則」第7条に基づき、知事から「資産等報告書等訂正届」が提出されたので、次のとおり訂正します。

### 1 訂正届出日

令和6年5月17日（金曜日）

### 2 訂正箇所

資産等報告書（令和6年2月7日閲覧開始分）のうち、「1 土地」、「3 建物」の固定資産税の課税標準額の「未確定」について、確定額に改める。

- ・土地 ①土地 面積 9069.41 m<sup>2</sup>  
固定資産税の課税標準額 「未確定」 ⇒ 「1,421,025,389 円」  
※ただし、知事の持分は 611,390/100,000,000
- ・建物 ②自宅 床面積 44.73 m<sup>2</sup>  
固定資産税の課税標準額 「未確定」 ⇒ 「9,017,698 円」
- ③自宅 床面積 84.11 m<sup>2</sup>  
固定資産税の課税標準額 「未確定」 ⇒ 「16,963,398 円」
- ④商業施設 床面積 7397.65 m<sup>2</sup>  
固定資産税の課税標準額 「未確定」 ⇒ 「1,940,132,803 円」  
※ただし、知事の持分は 129/10,000

### 3 閲覧の方法

訂正された資産等報告書の閲覧を希望される場合には、次のとおりです。

#### 【閲覧方法】

令和6年5月28日（火曜日）から令和10年12月8日（金曜日）まで  
（土・日・休日・年末年始を除く。）

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで  
文書課（埼玉県衛生会館1階・県政情報センター）  
資産等報告書等閲覧請求書を提出してください。